

平成26年12月18日

「税」について

先週の年末家族会 たくさんのご参加ありがとうございました。また、高村親睦委員長を始めとする親睦委員の方、大変お疲れ様でした。

それと14日の宇部市街頭美化清掃には寒い中をご参加ありがとうございました。

本日は先週から今週に掛けて新聞に掲載されていた「税」についての記事のうち2つを取り上げたいと思います。

まず1つめは、12日に日本漢字能力検定協会が全国から募った2014年の世相を1字で表す「今年の漢字」が清水寺で発表されました。今年で20回目となり、はがきやインターネットなどで全国から16万7613通の応募があり、「税」という漢字が最多の8679通あり、これに決定しました。今年4月から消費税率が17年ぶりに5%から8%に引き上げられたことによって家計への負担が増加したことや国内総生産（GDP）の落ち込みが顕在化したこと、税金の使い方を決める国会議員や県会議員らの「政治と金」問題が頻繁に取り沙汰されたことで、税を考える年になったのではないのでしょうか。

この「今年の漢字」は、1995年（平成5年）に始まり、発表時には清水寺の奥の院舞台で日本漢字能力検定協会の理事を務めていた森清範貫主（もりせいはんかんす）により巨大な和紙に漢字一文字が揮毫（きごう）されます。自分にとって、今年のどんな年だったか考えてみるのもいいのではないのでしょうか。

もう一つの「税」に関することは、亡くなられた人の投資信託の満期償還金について、遺産分割協議が終わる前に、共同相続人の1人が法定相続分だけを分割して引き出せるかどうかで争われた訴訟の上告審で、最高裁第2小法廷は12日、引き出せないとの判断を示した。

徳島市の女性が、亡くなった父が保有していた投資信託の満期償還金について自分の法定相続分である3分の1の支払いを求めている。

相続財産は遺産分割協議が決まるまでは相続人の共同所有になります。投資信託などの金融商品は、「相続開始と同時に当然には相続分に応じて分割されない」との最高裁判断があり、満期で償還されたお金についても同様の扱いとするとの判断です。投資信託の相続には、原則として遺産分割協議を済ませる必要がある。

これに関連して、普通預貯金等の預貯金払戻請求債権については、最高裁判決によりますと、相続開始とともに法定相続分に応じて当然に分割され、各相続人に移転するとされています。従って、法律的には遺産分割前でも相続人の1人が金融機関に対して、自己の法定相続分に応じた預貯金の払い戻し請求を行うことができます。

ただし、金融機関の実務は、このような一部の人からの預貯金払戻請求には応じていません。しかし、金融機関に対して払戻請求をした人が金融機関を被告として訴訟を提起し判決を取得

すれば、金融機関からその相続人の法定相続分に応じた預貯金の払戻しを受け、更にその払戻し額について金融機関に対し払戻請求した翌日から支払日までの期間少なくとも5%の損害遅延金を受け取ることができます。

また、定額郵便貯金については、不可分債権であるとするのが判例ですので、相続人の一部だけで解約請求権を行使することはできないと考えられています。

このように銀行預金については、預金者が亡くなると、銀行預金口座は凍結され、引き出すこともできなくなり、手形や小切手の決済もできなくなってしまいます。また、預金口座の解約・払戻には、相続人全員の戸籍謄本・印鑑証明書・署名等が必要であるため、状況により数ヶ月～半年程度かかってしまいます。このようなことが起こらないようにするためには、遺言を作成しておくか、早めに遺産分割協議を行うのがよいと思います。

これで会長の時間を終わります。